

# Lumina Triathlon School 利用規約

Lumina Triathlon School(以下「本スクール」といいます)のご利用に際し、下記の事項をご理解のうえ、遵守いただきますようお願い申し上げます。

## 第1条(運営・管理)

本スクールの運営および管理(会員資格の得喪・変更、会費および諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、セロトーレ株式会社が行います。

## 第2条(入会資格)

本スクールに入会できる方は、本スクールの趣旨に賛同し、本規約に同意された方とします。また、医師より運動を禁じられていないことが条件です。

以下に該当する方は入会をお断りします。入会後に該当事由が判明した場合は、退会させていただきます。

- 暴力団構成員、もしくはそれに準ずる関係者
- 他の会員のスクールライフに支障を来す可能性のある方
- その他、本スクールが不相当と判断した方

## 第3条(入会手続き)

入会を希望する方は、所定の入会手続きを行い、本スクールが定める会費および入会諸費用をお支払いいただきます。なお、未成年者が入会する場合は、本人および保護者が手続きを行うものとし、保護者は本人と連帯して本規約上の責任を負うものとなります。

## 第4条(入会金)

会員は、本スクールが定める入会金を所定の方法で支払うものとなります。入会金は契約締結および履行のための必要費用であり、いかなる場合も返金いたしません。

## 第5条(会員資格の停止・除名)

本スクールは、会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を一時停止または除名することができます。

1. 会費等を3ヶ月以上滞納したとき(除名された場合でも滞納分はすべてお支払いいただきます)
2. 本スクールの施設・機材を故意に毀損したとき
3. 本規約その他の規則に違反したとき
4. 本スクールの名誉や信用を毀損した、または秩序を乱したとき

5. 入会書類に虚偽の記載があったと判明したとき
6. 品位を損なうと認められる行為があったとき
7. 伝染性の疾病に罹患し、他者への感染のおそれがあるとき
8. 本スクールの合理的な指示に従わないとき
9. その他、社会通念に照らして会員として不適当と本スクールが判断したとき

#### **第6条(会費の支払い)**

会員は、本スクールが定める会費を所定の方法で支払うものとします。会費の金額・支払期限・支払方法等は本スクールが別途定めます。なお、会員資格を有する期間中は、実際に施設を利用していない場合でも会費の支払い義務が発生します。

#### **第7条(休会)**

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに所定の休会届を提出することで、翌月から休会することができます。

10日を過ぎた場合は、事務手続きの都合上、翌々月からの休会扱いとなります。

#### **第8条(会員種別の変更)**

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに、メールまたは電話にて変更の意思を伝えることで、翌月から会員種別を変更することができます。

10日を過ぎた場合は、翌々月からの変更扱いとなります。

#### **第9条(退会)**

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに、メールまたは電話にて退会の意思を伝えることで、その月末をもって退会することができます。

10日を過ぎた場合は、翌月末の退会扱いとなります。

#### **第10条(定休日および休業日)**

本スクールは、原則として別紙に記載する日を定休日・季節休業日とします。また、施設の補修や会場整備、その他の都合により臨時休業することがあります。休業が決まり次第、メール等で速やかにご案内いたします。

ただし、緊急工事や安全管理上の理由により、事前の通知なしに休業することがあります。

#### **第11条(臨時休業)**

本スクールは、以下の事由により施設の一部または全部を臨時休業とすることがあります。

1. 台風、地震、火災等の自然災害や近隣の事故による業務支障
2. 施設の改修・補修工事の実施

3. 法令改正、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化
4. 施設使用権限の消滅など、運営に影響が生じた場合
5. その他、臨時休業が必要と認められる場合

#### **第 12 条(自己責任と免責)**

1. 会員は、自己の責任のもと他の会員と協調しながら施設を利用するものとします。
2. 本スクールは、施設利用中に発生した盗難・怪我・その他事故について、本スクールの責めによらない限り責任を負いません。会員間のトラブルについても同様です。
3. 会員は、自身の技量を超える行為や危険行為を行ってはなりません。

#### **第 13 条(規約および諸費用の変更)**

本スクールは、社会情勢・経済状況の変化を踏まえ、本規約または諸費用を改定することがあります。改定の際は、改定日の 1 ヶ月以上前に、メールおよび当社ホームページにてご案内いたします。

#### **第 14 条(保険と補償)**

当社は、本スクール会員の活動中に発生した事故に備え、以下の内容で保険に加入しています。

- 死亡・後遺障害:100 万円
- 入院日額:1,500 円
- 通院日額:1,000 円

保険の支払い条件等は、契約先の保険会社の約款に準じます。

なお、保険金額を超える補償はできかねますため、より手厚い補償を希望される場合は、会員ご自身による保険加入を推奨いたします。

#### **第 15 条(施行日)**

本規約は、2025 年 7 月 1 日より施行します。